

江南市子ども・子育て支援推進協議会会議録要旨

1 日 時 平成26年7月8日（火） 午後1時30分～4時

2 場 所 江南市役所 3階 第3委員会室

3 出席者

委員 14名 松尾昌之、沓名珠子、伊藤靖祐、今井敦六、大脇記子、
兼岩國太、倉地一也、櫻田有紀、笹瀬ひと美、柴田広美、
長崎慶子、中村卓美、野木森千恵子、陸浦歳之

事務局 7名

傍聴者数 1名

4 次 第

1. 健康福祉部長あいさつ

2. 議題

(1) 子ども・子育て支援新制度における基準条例等の制定について

(2) 私立幼稚園の新制度への移行について

3. その他

次回の会議日程について8月下旬を予定

会長： それでは、議題1 子ども・子育て支援新制度における基準条例等の制定について事務局より説明をお願いします。

⇒事務局より資料1-1から資料1-5に基づき説明

それでは、議題の1、「子ども・子育て支援新制度における基準条例等の制定について」ご説明させていただきます。

平成24年8月に子育て支援の充実を目的として「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートする予定です。

この子ども・子育て支援新制度は、待機児童を解消するとともに、幼児教育や保育などの子育て支援の質や量を充実させようとするものです。市町村が実施主体となり、子育て支援を総合的に取り組むこととなります。市町村は、新制度へ円滑に移行できるように、様々な準備をしていくこととなります。

新制度において実施されることになる、施設や事業の、設備及び運営の基準等は、国の政省令等による基準を踏まえて市町村が条例等で定めることになっています。

これらの基準は、省令で規定される「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に沿って定めることになっています。「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基

準となります。基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めてもよいということで、基準を下回ることはできないが、上回る基準を定めることはできるというものです。「参酌すべき基準」とは、十分参酌したうえで、異なる基準を定めることが許されるものです。

江南市の各基準案の策定にあたり、新制度に移行する施設や事業のうち、現状の設備や運営基準が、国の示す基準より高い場合は、質の確保の観点から、現状の本市の基準を維持することを基本とし、本市の施設や事業が国の示す範囲内で運営されている場合で、現状において運営上の支障が見当たらない場合は、「国の基準どおり」としています。

条例等で定める基準としては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準、保育の必要性の認定に関する基準の4件です。

それぞれの基準案は国が定める府省令を踏まえて策定しています。

【家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準】

それでは、最初に、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準ですが、家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの類型に区分されています。従来の利用定員20人以上の認可の保育所に加えて新たに新制度の事業として設けられたものです。まず、家庭的保育事業ですが、定員は5人以下で、家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施する事業です。

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案)と考え方」から、(1)家庭的保育事業の「保育従事者」の項目ですが、国が示す基準として、保育従事者は、家庭的保育者と家庭的保育補助者と規定され、保育士資格を有していなくても認める基準となっています。江南市の基準案としては、保育の質を確保するため、保育士、保健師、看護師の有資格者に限定する基準としてまいりたいと考えています。以下の項目「職員数」や「施設、設備」につきましては国の基準どおりとしてまいりたいと考えています。

(2)小規模保育事業は、定員6人から19人以下で実施される事業で、A型、B型、C型の3つに分けられます。

保育従事者①小規模保育事業A型の、保育従事者は保育士資格が必要ですが、②小規模保育事業B型の保育従事者は、有資格者が2分の1以上と規定されており、③小規模保育事業C型の保育従事者は、有資格者に限定されていません。

また、職員数の基準も、A型、B型は、乳児は3対1、1.2歳児は6対1、C型は乳児3対1、家庭的保育補助者を置く場合は、5対2という配置基準となっています。

小規模保育事業につきまして、小規模保育事業の区分の基準案のとおり、保育の質を確保するため小規模保育事業の実施類型は、保育士資格が要件となるA型を基準としてまいりたいと考えています。

(3) 居宅訪問型保育事業は、集団保育が著しく困難な乳幼児に対して、住み慣れた居宅において1対1を基本として保育する事業です。保育従事者は有資格者に限定する基準としてまいりたいと考えています。

(4) 事業者内保育事業は、事業主が従業員の子どものほか、地域において従業員以外の保育を必要とする子どもにも保育を提供する、地域枠として定員を確保する事業で、利用定員が20人以上は、①保育所型と、利用定員19人以下の②小規模型に区分されています。

この事業も国の基準では、小規模型の保育従事者の有資格者は2分の1以上とするとしていますが、本市の考え方としては、保育士等の有資格者とする基準で実施してまいりたいと考えています。

【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準】

それでは、次に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、ですが、新制度によって実施される給付を受ける施設や事業として、施設型給付を受ける特定教育・保育施設として認定こども園、幼稚園、認可保育所が、給付を受ける事業として特定地域型保育事業の家庭的保育事業から事業所内保育事業の4つの事業が対象施設、対象事業です。

この施設型給付や地域型保育給付を受けるためには、「認可」と、「確認」を受ける必要があります。施設型給付を受ける特定教育・保育施設である、認定こども園、幼稚園、認可保育所の「認可」の権限は県となりますが、「確認」は江南市が行います。地域型保育給付を受ける事業である、家庭的保育事業などは、「認可」権限も「確認」の権限も江南市にあります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が「認可の基準」となり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が、「確認の基準」です。

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案と考え方」として、主な内容を記載していますが、すべての項目において、国の基準どおりとしていますが、施設等の確認にかかる基準として、暴力団を排除する規定を定めてまいりたいと考えています。この暴力団を排除する規定は、全ての基準に定めていくこととしています。

【放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準】

(3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準です。保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生を対象に、学校の授業の終了後に適切な遊びの場や、生活の場を提供してその健全な育成を図る事業で、江南市では、学童保育として実施している事業です。新制度では、対象者が拡大され小学校3年生までだったものが6年生までになっています。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案と考え方の「施設・設備」の国の示す基準は「専用区画の面積は、児童一人につきおおむね 1.65 m²以上でなければならない。」と規定されています。これについては、「参酌すべき基準」とされていることから、市の考え方は国の基準どおりとしていますが、現在、江南市の学童保育所では、施設によっては待機児童がいるので、経過措置を設けて対応してまいりたいと考えています。

「児童の集団の規模」の国の示す基準では、「一つの支援単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。」と規定されています。先ほどの面積要件と同様、「参酌すべき基準」とされていることから、国の基準どおりとしていますが、経過措置を設けて対応してまいりたいと考えています。

「開所日数」は、国の示す基準では、「一年につき 250 日以上を原則として」とありますが、江南市が現在実施しています基準に基づいて、日曜、祝日、年末年始以外を開所日とするよう、国の基準を上回る基準としています。

「開所時間」も、国の示す基準では、「小学校の休業日には一日につき 8 時間以上、休業日以外の日には一日につき 3 時間以上を原則として」とありますが、江南市が現在実施しています基準に基づいて、小学校の休業日には一日につき 11 時間以上、休業日以外の日には一日につき 4 時間以上を開所時間とするよう、国の基準を上回る基準としています。その他の項目は、すべて国の基準どおりとしてまいります。

【保育の必要性の認定に関する基準】

(4) 保育の必要性の認定に関する基準について、新制度では、保育園や、施設型給付を受ける幼稚園を利用する保護者は、「保育の必要性の認定」の申請を行い、市町村から認定証の交付を受けることとなります。

認定の区分は、3 歳以上で保育の必要がない子どもは「1 号認定」となり、幼稚園の利用を希望する子ども、3 歳以上で保育の必要がある子どもは「2 号認定」となり、保育所の利用を希望する子ども、3 歳未満で保育の必要がある子どもは「3 号認定」となり、保育所の利用を希望する子どもです。

保育の必要性の認定に当たって、国では、保育の必要性の認定に係る理由、保育標準時間認定と保育短時間認定の区分について、基準が示されています。

保育の必要性の認定に関する基準案と考え方ですが、1 保育の必要性の認定事由の国の示す基準と江南市の現行基準を見てくださいとそれぞれにアンダーラインを入れてあるものが、相違点と新たに認定理由となったものです。「就労」については、「昼間」という表現がなくなっていますので、夜勤等の就労でも保育の必要性の認定が受けられるようになっています。

国の基準欄のアンダーラインを入れてあるものは、新たに認定事由とされたもので

すが、江南市保育の実施に関する条例に明文化はされていませんが、保育に欠ける事由として取り扱っていた基準であり、利用者にも認定事務にも混乱はないと考えています。

現行基準では、保護者及び同居の親族、父、母、祖父母に対しては、保育に欠ける要件を必要としていましたが、新制度における国の基準では、保護者だけ、父、母で認定することになります。つまり、同居の祖父母があっても、認定の要件には考慮されないことになります。

次の「就労の下限時間」ですが現在の基準どおりの月 60 時間とすることで、前回の協議会で審議済みでございます。

「保育時間の区分」は、国の基準では、保育標準時間が 11 時間、保育短時間が 8 時間と示されています。現在の江南市の保育時間は、月曜日から金曜日は、午前 8 時から午後 4 時までの 8 時間、土曜日は正午までになっています。午前 7 時半から午前 8 時までの 30 分と、午後 4 時から、土曜日は正午から、午後 7 時、古知野西と布袋北保育園は午後 8 時まで延長保育として取り扱っています。

市の基準としては、午前 8 時から午後 7 時までの 11 時間を「保育標準時間」、午前 8 時から午後 4 時までの 8 時間を「保育短時間」とします。午前 7 時半から午前 8 時までの朝の 30 分と、午後 7 時から 8 時までの夕方の 1 時間を、延長保育時間として対応してまいります。

1 の保育の必要性の認定事由ごとに保育標準時間利用ができるか短時間利用となるのかを区分していますが、1 就労を理由とした場合、その就労時間により保育標準時間利用となるか、短時間利用となるかを認定していくことになります。2 の妊娠や 5 の災害復旧、8 の虐待DVを理由とした場合は、国の基準では標準時間利用のみとしています。市の対応方針としては、それぞれの事由ごとの標準時間、短時間の区分は、国の示す基準どおりとしています。6 の求職活動、7 の就学、9 の育児休業については国が例示を示していませんが、市の対応方針としては、6 の求職活動と 9 の育児休業については、短時間利用を、7 の就学については、就労と同様に就学時間により認定することとして対応してまいりたいと考えています。

【質疑】

(委員より)

新制度による新たな事業である小規模保育事業や事業所内保育事業を実施して需要はあると想定していますか。参入してくる見込みの事業者はありますか。

⇒ (事務局説明)

現在認可外の保育所を運営されている事業者から、新制度の小規模保育事業に参入できればとの希望があります。事業所内保育事業では今のところ市内で実施されている江南厚生病院内など3か所ありますが、参入の希望は聞いておりません。

(委員より)

江南市の保育園では、待機児童もいないと聞いているが、これらの事業を実施していかなければいけないのか。

⇒ (事務局説明)

地域型保育事業への参入を促すために基準を制定するものではありません。新制度の目的の一つには、都市部の待機児童の解消があり、小規模保育事業などを活用し解消を図るとしています。自治体に対しては、基準制定が求められていますので、江南市としましては、現在公立の保育園で行っている保育の質が確保されるような基準にしていくこととしています。

(委員より)

市の考え方は国の基準を上回った基準とされていますので、保育の質が確保されたものであると私は評価しています。

(委員より)

新制度に向けてニーズ調査が行われていることも考えますと、市民の立場にたった見方が必要です。地域型保育事業が実施されることで、競争原理も働きなおかつ市民の選択肢も増えるものであり、実施されていくべき事業だと考えます。

(委員長)

今のご発言は、今後のこの会議の議論をしていく上で、念頭においてというご提案と理解してよろしいですね。居宅訪問型保育事業での保育従事者についても、市の基準は保育士等に限定された基準とされていますので、これは良いと思いますが、研修も非常に重要です。具体的な研修内容は決まっていますか。

⇒ (事務局説明)

研修の実施方法については、具体的には決まっておりません。

(委員より)

放課後健全育成事業(学童保育)の基準では、児童の集団の規模はおおむね40人以下とすると決められていますが、指導員は何人で見ていくことになりますか。

⇒ (事務局説明)

指導員を新制度では放課後児童支援員と規定しています。国の基準案では、支援員

の数は支援単位毎に2人以上とする、職員資格については有資格者を1人以上とするとしています。現在の江南市の学童保育所では、40人程度の規模では2人、50から60人規模では3人で対応しています。職員資格は、保育士、教員等の有資格者を基本として採用しています。しかしながら、欠員や増員のために、パートや臨時職員を募集しても有資格者の応募が全くないのが現状です。今後の考え方について委員の皆さまのご意見をいただきたいと考えています。

(委員より)

私は、学童保育所で読み聞かせなどをしていきますので、その活動を通じて学童保育所の状況、現場を知っている者からすると、40人の子ども達を2人の職員で対応するのはとても大変です。

(委員長)

実際に現場の声としてお聞きしたわけですが、やはり職員の数を増やす、職員の能力を高める等の対策が必要となってきますし、職員が子どもへの対応に専念できるようにしていくことも重要です。

⇒ (事務局説明)

学童保育所は、小学校の授業が終了した後から始まるため、支援員の仕事はパート職員で主に対応しており、研修も実施していますが、今後、委員長が言われたように職員の能力を向上させるために実施できることについても検討が必要であります。

国基準どおりではなく、例えば3人の支援員を配置する、そのうち1人は補助員を置くというような独自の基準にしていくことも考えられますが、人材の確保ができないということについても、その対策等ご議論をいただきたいところです。

(委員長)

支援員としての資格があればよい、人数がいればよいのではないとのことは認識していなければなりません。職員資格には、教員免許を有するとありますが、やはり小中学校の免許を持つ方を考えていただきたい。

(委員より)

現在の指導員は年配の方が多くともお聞きしますが、ご自身の経験を生かした子ども達との関わり方あると思います。研修等の充実を図り、子どもを安全に見守るだけでなく、子ども自身が考えて行動できるようなアドバイスができるような人材、子どもを育てていくことができる人材の育成に努めていただきたい。

子どもの集団の影響を考えると児童館や学童保育所の利用を躊躇せざるを得ない場合もあるようです。非常に残念です。

(委員長)

他の子どもたちへの影響を考慮し、施設の利用を断ったというケースを聞いたことがあります。人に迷惑をかけないということを教えてもらわなかった、そういった子どもこそ集団の中で、育てていくことができる支援員であってほしい。

(委員より)

問題のある子なんていないのです。子どもたちが発するシグナルなのです。

(委員長)

待機児童の解消や就労支援は重要ですが、子どもの育ちを考えることが前提にあることを間違えないでほしいです。

(委員より)

児童館や学童保育の現場では、ルールが守れない子や問題行動を起こす子たちへは、職員が全員で協力し合い対応しています。施設の利用を断ったというようなケースをお聞きするのは、大変悲しい思いがいたします。現場では精一杯の努力をしています。

(委員より)

学童保育は待機児童もあり、今後の需要が大きくなるといわれていますので施設や実施場所の拡大を市としては、計画されているだろうと思います。

そうした中で、職員の資格や人数を国の基準以上に定めてしまうことで、逆に困ることになってしまう恐れがあります。

職員には研修等の充実を図ることにより、資格要件や人数にこだわりすぎるのはいかなるものかと考えます。

(委員長)

職員の任用資格だけが重要ではないとのご意見です。学童保育は、学校が終わってから通う施設であるため、学校での出来事が大きく子どもたちの行動に影響を与えます。こどもを理解する力があることが非常に職員の要件となる上で重要なことであることは間違いありません。それと同時に学校との連携を図ることの重要なことです。

それでは、次に議題2について事務局、説明をお願いします。

⇒ (事務局説明)

それでは、議題の2、「私立幼稚園の新制度への移行について」です。

5月29日に市内5園の私立幼稚園との意見交換会を開催しました。来年度から始まる新制度に移行されるか、それとも私学助成を受けて従来の施設のままとするかの大きな選択をしていただかなければなりません。

愛知県の私学振興室がこの新制度への移行に関する意向調査について、各私立幼稚

園に対して照会をしています。ご回答の期限が7月11日までですが、4園は27年度には新制度への移行はしないのご回答があり、残りの1園は27年度から新制度へ移行したいのご意向を伺っています。

今回の調査が、最終の決定ではなく、秋ごろに移行調査が再度行われる予定で、変更は可能であるとのことでした。

新制度へは27年度は移行しないとする幼稚園であっても、新制度の導入された後、28年度以降に移行することも可能です。その逆に、新制度に移行したけれどもう一度、従来の私学助成を受ける施設に戻ることもできます。

新制度に私立幼稚園が移行すると、利用者負担、幼稚園保育料は、市が決定することになります。資料の3は利用者負担について、国が作成している資料です。教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）に示されていますが、新制度に移行をされた幼稚園の幼稚園保育料の負担額の基準です。この金額を上限として、江南市としての金額を決定していくことになります。

先の意見交換会の中でも、幼稚園の入園募集までに利用者の負担額が決定してほしいのご意見もいただいています。利用者負担に関するFAQに、園児募集を行う秋の時点では、利用者負担額は確定していないが、どのように募集を行えばよいのか、との質問に対しまして、利用者負担額の水準は、国においても自治体においても、最終的には予算編成過程を経て決定されるものであるが、5月26日の国の子ども・子育て会議において、国が定める利用者負担の水準のイメージをお示したところであり、これを踏まえ、各市町村における利用者負担額や上乗せ徴収の有無や水準などの検討の上、金額には多少の変更があり得ることを周知の上で、募集を行っていただきたい、との回答が出されています。

平成27年度から、新制度への移行を希望されている幼稚園とは、十分、情報共有を図りながら進めます。

また、教育標準時間認定の子どもの利用者負担の下段には、保育認定を受けた子ども（満3歳以上）、保育認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担のイメージで、新制度における保育所保育料の新たな国の基準が示されています。

従来の保育所徴収金基準額表では、「所得税の額の区分」によって保育料が算定される仕組みです。新制度は市民税所得割課税額により算定することになります。

幼稚園保育料、保育所保育料それぞれ新制度に向けて、市の基準額を定めていくこととなりますので、十分検討してまいりたいと考えており、次回の会議で委員の皆さまのご意見をいただきます。

（委員より）

私立幼稚園の上乗せ徴収とは、どのような費用が徴収されるのですか。

⇒（事務局説明）

例えば送迎用のバスの利用料等が想定されます。各園で、入園受付の時点でどのよ

うな上乗せ徴収する費用があるのかは周知することとされています。

(委員より)

新制度に幼稚園が移行した場合、現在のそれぞれの幼稚園が特色ある運営をされていると思いますが、それは変わることになるのですか。

利用者としては、どのような違いがあるのですか。

⇒ (事務局説明)

幼稚園のあり方が変わるのではなく、財政的な措置が変わります。私学助成として運営費補助されていたものが、新制度では施設型給付費として幼稚園に支払われることとなります。利用者にとりましては、就園奨励費として補助されていたものが、所得に応じた利用者負担額を支払っていただくこととなります。

(委員より)

幼稚園への国や県の説明会では、新制度への移行に対する考え方は、移行することを前提としたものとなっています。保育標準時間は11時間、教育標準時間は4時間に設定されています。幼稚園の利用料の決定にあたっては、公平な取扱いをしていただくように要望したい。

【議題は終了】

3. その他について

⇒ (事務局) 次回会議日程8月下旬を予定しています。

【協議会終了】